⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①、③　第１号２⑵①、③に同じ

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

⑼　第１号２⑶に同じ

３　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「プレキャストＴ桁の施工管理に係わる具体的な工夫」

㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ

⑤　②㋐の「プレキャストＴ桁の施工管理に係わる具体的な工夫」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②㋐「プレキャストＴ桁の施工管理に係わる具体的な工夫」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

４　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。

①～③　第１号４⑸①～③に同じ

開札は、平成23年９月29日14時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　その他

⑴～⑮、⑰、⑱　第１号５⑴～⑮、⑰、⑱に同じ

⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　The same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kitachibadouro Manzaki viaduct.

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　圏央道山口トンネルその２工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　自）千葉県市原市山口
至）千葉県木更津市真里谷

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝1,020m
トンネル部　約675m（ＮＡＴＭ工法）
内空断面積　約65㎡
掘削工（機械掘削）約586m
支保工　約586m、覆工・防水工　約673m
インバート工　約656m
掘削補助工　１式
（注入式長尺鋼管先受工法　Ｌ＝13.59m）
（鏡ボルト　Ｌ＝16.65m）
坑門工　２箇所、坑門附帯工　１式
仮設工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成24年12月26日まで。

⑹　使用する主要な資機材
コンクリート　約11,877㎥、鉄筋　約48ｔ

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「覆工コンクリートのひび割れ抑制対策に係わる具体的な施工計画」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑿、⒂～⒆　第１号１⑻～⑿、⒂～⒆に同じ

⒀　第２号１⒀に同じ

⒁　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。

２　競争参加資格

⑴、⑹、⑻、⑼、⑾　第１号２⑴①、⑤～⑧に同じ

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　第２号２⑶に同じ

⑸　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

①　ＮＡＴＭ工法による道路又は鉄道トンネルであること。